

平成18年度 独立行政法人環境再生保全機構請負業務報告書

平成18年度

主要先進国における石綿健康被害救済に関する調査
報告書

平成19年2月

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

はじめに

平成 17 年 6 月末、兵庫県尼崎市の旧石綿製品製造工場の周辺住民に中皮腫が発症しているとの報道がなされて以来、環境経由のばく露を含めた、石綿による健康被害が社会的問題となった。同年 7 月末より、政府は、石綿問題に関する関係閣僚会合を重ね、この問題に対する取組を進めてきた。その取組の一環として、労災補償を受けずに亡くなった労働者、家族及び周辺住民を救済するための新たな法的措置を講じることとなり、平成 18 年 2 月 3 日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が成立した。

本調査では、我が国における石綿健康被害救済制度の適切な運用の参考とするため、主要先進国における類似制度等に関する各種情報を収集した。本調査においては、特に、我が国における石綿健康被害救済制度の運用に資するという観点から、調査対象国において、労災保険による補償制度とは別途の我が国制度と類似する石綿健康被害救済制度があるか否か、ある場合は、当該制度に焦点を置いて調査を行った。

具体的には、労災保険とは別途の石綿健康被害救済制度が存在するフランス、及び労災保険とは別途の石綿健康被害救済制度が連邦議会に提案されている米国については、詳細調査とし、現地において関係主体に対しヒアリング調査を実施した（本報告書第一部）。また、ニュー・サウス・ウェールズ州において粉じん疾患裁判所を設置し、専門家による迅速な裁判により救済を図っているオーストラリア、中皮腫に罹患した被害者に対する補償制度として、労働者と使用者の調停制度が運用されているオランダ、かつて石綿の生産を行っていた欧州でも数少ない国であるイタリア、世界有数の石綿生産国であるカナダの 4 ヶ国についても、文献調査を中心に、概況調査として、収集した情報を整理し、とりまとめた（本報告書第二部）。

なお、本調査を進めるにあたっては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所 産業医学総合研究所（川崎支部）健康障害予防研究グループ 部長 森永 謙二先生、東洋大学法学部 山下 りえ子教授に、医学的、法学的観点から、ご助言、ご指導を頂いた。ご多忙にも拘らず、快くお引き受けくださった先生方に改めて厚く感謝申し上げます。

本調査が、我が国における石綿健康被害救済制度の適切な運用の参考となれば幸甚である。

平成 19 年 2 月

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

なお、本報告書では、各国の文献について暫定的翻訳に基づき引用している。そのため、本報告書に記載されている内容を利用する際は、脚注に掲げている原典を直接参照頂きたい。